

## 令和4年度三重県議会インターンシップ実施の可否にかかる判断基準 (新型コロナウイルス感染症関連)

### (実施の可否を判断するための基準)

実習期間(9月中の約2週間)を含む期間における、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令、まん延防止等重点措置の公示または都道府県独自の宣言等の発出により、都道府県間の移動の自粛が要請されている場合は、実習を中止とする。

※三重県と実習生の居住地どちらかで移動の自粛が要請されている場合、中止とする

※実施の可否は実習生の居住地ごとに判断する

例) 一方の地域は宣言等の発令がなく、もう一方の地域で宣言等による移動の自粛が要請されている場合

⇒発令がない地域の実習生は通常実施、移動の自粛が要請されている地域の実習生は中止

### (実施の可否を判断する期日)

実習開始日の2週間前に実施の可否を決定する。